

# 商工中金の危機対応業務

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けている皆さまへ～

商工中金では「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」を設置しており、新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに支障を来している中小企業の皆さまからのご相談に対し、危機対応業務の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」でお応えいたします。

## ○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

### ～中小企業等向け制度～

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け一時的な業況悪化を来し、次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 ①最近1ヵ月の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高が、前4年のいずれかの年の同期比5%以上減少している方 ②業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合や、店舗増加や合併、業種転換等により前4年のいずれかの年の同期と単純に比較できない場合等で、直近1ヵ月の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高(業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a.過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高 b.令和元年12月の売上高 c.令和元年10～12月の平均売上高
資金使途	運転資金、設備資金
適用利率	商工中金所定の利率（下限は日本公庫の基準金利(2022年3月31日現在)1.07%(注))
利子補給(※1)	下記に記載の通り。
貸出期間	20年以内（据置5年以内）
貸出限度(※2)	元高：20億円以内　残高：6億円以内

(※1) 利子補給の残高限度は、日本政策投資銀行等との合算運用となります。

(※2) 元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。

### [利子補給制度について]

①商工中金所定の利率が日本公庫の基準金利（上記1.07%(注)）を上回る場合は、元高6億円のお借入残高に対して、お借入期間中にわたり、日本公庫の基準利率（上記1.07%(注)）までの利子補給があります。

②元高3億円のお借入残高に対して、当初3年間は0.9%の利子補給があり、0.17%(注)になります。（4年目以降は利子補給されません。）

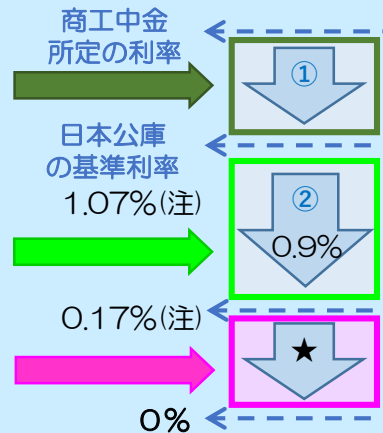
### [特別利子補給制度について]

★別途「特別利子補給制度」により、一定の要件を満たす方は、元高3億円のお借入残高に対して、当初3年間は金利0%となるまでの利子補給を受けることができます。（4年目以降は利子補給されません。）

※一定の要件：売上減少が中小企業▲20%以上、小規模事業者▲15%以上等

※利子補給金の請求に関する具体的な手続き、要件に関する事項、利子補給金をお客様にお返しする方法等の詳細については、中小企業基盤整備機構ホームページをご覧ください。

●利子補給制度、特別利子補給制度は、ご返済日に利息も含めてお支払いいただき、別途利子補給金が入金される方式です。



(注)

日本公庫の基準利率1.07%(2022年3月31日現在)は、貸出期間5年の例示です。基準利率は、貸出期間により異なります。また、定期的な見直しにより変更される場合があります。

## ～中堅企業向け制度～

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により最近1ヵ月の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高が、前4年のいずれかの年の同期比5%以上減少している方(中堅企業及び大企業※3)
資金用途	運転資金、設備資金
適用利率	商工中金所定の利率
利子補給	【中堅企業】当初3年間は1.0%の利子補給あり 【大企業のうち飲食業、宿泊業等】当初3年間は0.5%の利子補給あり 【大企業のうち上記以外】利子補給なし
貸出期間	設備：20年以内(据置5年以内) 運転：15年以内(据置5年以内)
貸出限度	定めなし(ただし、当金庫の審査により個別に金額が決まります)

(※3) 中堅企業とは、法令で定める中小企業者以外で資本金10億円未満の法人です。  
大企業とは、法令で定める中小企業者以外で資本金10億円以上の法人です。

### ○「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込み手順

#### 1 ご融資の相談の受付

- ・事業の状況、ご資金の必要事情などについてお話を伺います。

#### 2 お申込

- ・お申込みに必要な書類をご提出いただきます。
- ・必要な書類一覧は、当金庫ホームページをご確認ください。

#### 3 商工中金での審査

- ・ご提出頂いた資料、面談時の情報をもとに、商工中金で審査を行います。
- ・必要に応じて、追加の資料をお願いする場合があります。

#### 4 ご融資

- ・審査の結果、ご融資が決まれば、ご契約の手続きを致します。新規のお客さまは、組合へ未所属の場合は加入手続き(下記、留意事項参照)、預金口座の開設手続きも必要です。
- ・ご契約手続きを終えたのち、ご融資の資金を入金いたします。

### ○制度融資ご利用に当たっての留意事項

- 商工中金は、株主である中小企業の組合と、その組合員の皆さまをご融資の対象としています(未加入の場合はお申込時にご相談ください)。
- ご融資には審査(金額、貸出期間、据置期間等の条件も含む)があります。審査の結果、ご融資できない場合や、希望する条件とならない場合があります。
- 審査には時間を要することがあります。また必要な書類の提出が必要です。あらかじめご了承ください。

○個別のご相談はお近くの商工中金本支店までご連絡ください。

商工中金ホームページ <https://www.shokochukin.co.jp/>  商工中金